

## 第24期第16回新居浜市農業委員会総会議事録

### 1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 令和3年10月5日(火曜日) 13:30～14:25

(2) 会議の場所 市庁舎5階 大会議室

### 2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

#### (1) 農業委員

第1番	片上和彦	第10番	古川一豊
第2番	岡田充	第11番	高橋征三
第3番	藤田幸正	第12番	小野春雄
第4番	村上壽一	第13番	曾我部英敏
第5番	塩見敏夫	第14番	伊藤繁次郎
第6番	寺尾俊行	第15番	土岐若水
第7番	横井直次	第16番	伊藤慎吾
第8番	藤田健太郎	第18番	松木ワカ子
第9番	宇野賀津美	第19番	山口三七夫

#### (2) 農地利用最適化推進委員

第1番	岡田悦明	第9番	田坂健次
第2番	安藤育雄	第10番	眞鍋哲哉
第3番	加藤宏司	第11番	竹林義孝
第4番	岩崎紀生	第12番	小泉禮造
第5番	小野義尚	第14番	神野鉄治
第8番	藤田隆		

#### (3) 欠席委員 4人

農業委員	第17番	渡邊勝俊
推進委員	第6番	井下八郎
推進委員	第7番	高橋眞次
推進委員	第13番	高橋秀実

3 会議に出席した事務局職員

事務局長	藤田和則	主幹	近藤明美
農地係長	松本聡	農政係長	谷口恭子
主任	井上貴清	会計年度任用職員	齊藤麻里

4 傍聴者

なし

5 議事日程

農地利用最適化推進委員の辞任について

農地関係 農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について

農政関係 農地パトロールの結果について



13時30分開会

**藤田事務局長**

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。農業委員18人、推進委員11人でございます。よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。それでは、会長よろしく申し上げます。

**藤田会長**

皆さん、こんにちは。非常に安定した天気での季節にすれば非常に暑いという気候が続いておりますが、今、丁度新居浜地方ではヒノヒカリ等の稲刈りが始まりかけているという中、大変お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。この2、3日テレビで自民党の総裁選があったり、急遽総理大臣が決まったり、その中で衆議院議員がこの10月21日で任期満了で、それに向けて今度の臨時国会で14日に解散をして、31日に投開票をするというような日程が発表されました。国民の一人として政権選択選挙ですので投票には行っていただきますようお願いを申し上げます。

それでは、ただいまから第16回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

まず、本日の議題ですが「農地利用最適化推進委員の辞任について」を議題といたします。

次に、農地関係の議案につきましては、議案第1号から議案第7号まで、農政関係はいろいろ御案内をしておりましたが新居浜市はコロナ感染拡大ということで会合などを縮小しなさいということもございまして、「農地パトロールの結果について」だけを議題といたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において片上 和彦 委員と岡田 充 委員を指名いたします。両委員さんよろしく願いいたします。

#### **藤田会長**

これより、議案の審議に入りたいと思いますが、議案第1号につきましては、小泉 禮造 委員が関係しており、本議案の審議には、参加できませんので、退席を求めます。それでは、ここで暫時休憩いたします。

(小泉委員 退席)

休憩前に引き続き審議を再開いたします。

議案第1号「農地利用最適化推進委員の辞任について」を上程いたします。事務局から議案の説明をお願いします。

#### **近藤主幹**

議案第1号農地利用最適化推進委員の辞任について、小泉 禮造 委員より辞任の申出がありましたので、農業委員会等に関する法律第23条の規定により、当会の同意を求めます。2ページを御覧ください。

資料として農業委員会等に関する法律第23条及びその解説がありますので、御覧ください。

推進委員は、正当な辞任の理由があるときに、農業委員会の同意を得て辞任することができます。推進委員は、地方公務員ですが、その就任は公法上の権利に基づくものであることから、本人の意思によってその職を辞任することは認められなければなりません。しかし、一度地方公務員として法律上の権限を付与され、公務遂行の義務を負荷された以上は、恣意的にその進退を決するべきではないことは当然です。

そこで、委員の辞任の要件として、辞任について正当な理由があることと、農業委員会の同意を要すると規定されています。辞任の理由が正当であるかどうかは、農業委員会が社会通念に従い一般の良識に基づいて判断すべきです。農業委員会の同意は、農業委員会の総会の議決すなわち総会出席委員の過半数の賛成によって行います。辞任の理由は、ご家族の介助です。以上で説明を終わります。

**藤田会長**

ありがとうございました。議案第1号「農地利用最適化推進委員の辞任について」ただ今、事務局から説明がありましたが、このことについて何か、御質問等ございませんか。

(「なし」の声あり)

**藤田会長**

それでは、委員の皆さんに、お諮りいたします。

小泉 禮造 委員の辞任について、同意される方は挙手をお願いします。

挙手多数につき小泉 禮造 委員の辞任については、農業委員会総会において同意されました。それでは、ここで暫時休憩いたします。

(小泉委員入場)

休憩前に引き続き審議を再開いたします。それでは、辞任される委員の方から一言挨拶をお願いしたいと思います。小泉委員をお願いします。

**小泉委員**

小泉です。私の家庭の事情がありまして、農業推進委員の任務を全うできないだろうと判断をいたしました。先般、辞任届を提出したところでございます。1年2カ月という時間でしたけれども、農業委員会の皆様、事務局の皆様、大変お世話になりました。ありがとうございました。

**藤田会長**

ありがとうございました。

小泉 禮造 委員におかれましては、今後ますますの御活躍を御祈念申し上げたいと思います。

**藤田会長**

これより農地関係の議案の審議に入ります。議案書目次を

お聞きください。

議案中、第1号から第4号は決議事項、第5号から第7号は意見事項となっております。加えまして報告事項が1件、参考事項が1件ございます。1ページを御覧ください。

議案第1号「農地の相続税納税猶予適格者証明について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

**近藤主幹**

議案第1号につきましては、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく相続税の納税猶予適格者証明願で、第3番の1件でございます。2ページを御覧ください。

第3番、久保田町二丁目、田1筆、面積678平方メートル、相続人は、久保田町二丁目在住、(1-1)さんです。被相続人は、江口町(1-2)さんです。

証明内容といたしましては、続柄は長男、別居、相続開始年月日は、令和3年1月9日です。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

**藤田会長**

ありがとうございました。以上、3番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**藤田会長**

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**藤田会長**

御異議なしと認めます。よって、議案第1号「農地の相続税納税猶予適格者証明について」を原案のとおり決定させていただきます。3ページを御覧ください。

議案第2号「農用地利用集積計画について」を議題に供しますが、私と高橋 征三 委員、伊藤 繁次郎 委員が関係しておりますので、退室し議長を曾我部会長代理に交代いたします。それでは、ここで暫時休憩いたします。

(委員退席・議長交代)

**曾我部会長代理**

休憩前に引き続き会議を開きます。

事務局から議案の説明をお願いします。

**松本農地係長**

議案第2号につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画でございます。

内容といたしましては、田19筆、畑7筆、合計面積27,859.23平方メートルでございます。

4ページをお開きください。

64番の(2-1)さんから83番の(2-20)さんまでの20件ございまして、期間につきましては、5年間で3件、4年間で1件、3年間で13件、2年10か月が1件、1年間で2件。利用権の種類は、使用貸借17件、賃貸借が3件で全てが再設定となっております。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、農用地利用集積計画の内容が新居浜市の基本構想に適合するものであること並びに全部効率利用要件及び常時従事要件が認められることの各要件を満たしております。御審議よろしくお願いいたします。

**曾我部会長代理**

ありがとうございました。以上、64番から83番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**曾我部会長代理**

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**曾我部会長代理**

御異議なしと認めます。よって、議案第2号「農用地利用集積計画について」を原案のとおり決定させていただきます。

それでは、議案第2号の審議が終了しましたので、委員の入席を求めます。ここで暫時休憩いたします。

(委員の入席・議員交代)

**藤田会長**

休憩前に引き続き会議を開きます。7ページを御覧ください。

議案第3号「農地の賃貸借権設定について」を議題に供し

ます。事務局から議案の説明をお願いします。

**松本農地係長**

議案第3号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の賃借権設定で、2番及び3番の2件でございますが、譲受人が同一でございますので、一括して説明させていただきます。8ページをお開きください。

2番及び3番、上原一丁目、畑、面積312平方メートルを含む合計12筆、面積4,938㎡、譲受人は(3-1)さんです。

譲受人は、今回、新規に営農を開始するに当たり、申請地を借り受ける目的で、農地法第3条による申請書が提出されました。申請地は、いずれも農道及び水路が整備された整形な農地で、隣地との境界も明確であることから、周辺農地への影響についてはないものと思われま

す。また、議案書及びお手元に配布いたしております調査書に記載のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えております。

なお、9月24日に、譲受人出席のもと、役員会を開催いたしまして、耕作意欲、農機具の所有状況、労働力、営農計画の内容等を確認いたしております。御審議よろしく願いいたします。

**藤田会長**

ただいまの説明に係る現地調査の結果並びに補足説明につきましては、伊藤 繁次郎 委員から報告をいただきます。伊藤 委員をお願いします。

**伊藤(繁)委員**

はい、失礼いたします。9月18日に現場を調査いたしました。その結果事務局からも報告がありましたが、現在耕作をされているところと、されていないところがございますけど、今後において耕作をするには的確な場所であるということで、報告をさせていただきます。また、(3-1)の関係なのですが、耕作意欲もあり立派に作り上げて行くのではないかと思いますので御報告いたします。以上です。

**藤田会長**

ありがとうございます。以上、2番及び3番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**藤田会長**

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**藤田会長**

御異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地の賃貸借権設定について」を原案のとおり決定させていただきます。9ページを御覧ください。

議案第4号「農地の所有権移転について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

**松本農地係長**

議案第4号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、26番の1件でございます。

10ページをお開きください。

26番、寿町、畑1筆、面積628平方メートル、譲受人は(4-1)さんです。

譲受人は、現在、約4反5畝ほどの農地を家族で耕作しており、今回、経営規模拡大を図るため、申請地を取得する目的で、農地法第3条による申請が提出されました。申請地は、7月及び9月の総会において許可され、取得した農地に接しておりまして、農道及び水路が整備された整形な農地で、境界も明確であることから、周辺への影響についてはないものと思われまます。

また、議案書及びお手元に配布いたしております調査書に記載のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えております。

御審議よろしく願いいたします。

**藤田会長**

ただいまの説明に係る現地調査の結果並びに補足説明につきましては、古川 一豊 委員から報告をいただきます。古川委員をお願いします。

**古川委員**

失礼します。それでは、御報告を申し上げます。9月21日に(4-1)さんと近所の人達とお会いしました。今回で報告は3件目になると思うのですが、これ実は1枚の土地だったのを4人に分けていたのを(4-1)さんが一つにして

買いとると、譲渡をしてもらおうということで進めておりました。4人で分けておりましたのでなかなか一度でということが難しかった、順番に折り返いがついて今回の申請が出てきたということでございます。最初に申し上げたとおり、申請地は現在耕作はされておりませんが、草は刈られていつでも耕作ができる状態であります。近隣との問題も特にありません。その他参考事項といたしまして譲受人は耕作意欲があり、取得後の耕作による地域への影響も特段ないと思われるので許可しても問題ないと思われれます。以上です。

**藤田会長**

ありがとうございました。以上、26番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**藤田会長**

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**藤田会長**

御異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地の所有権移転について」を原案のとおり決定させていただきます。

11ページを御覧ください。

議案第5号「農地の転用について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

**井上主任**

議案第5号は農地法第4条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は1件です。12ページをお開きください。

8番、高津町、畑1筆、申請人は(5-1)さん。内容は貸し露天駐車場、一体利用地として、宅地58.95平方メートルがあり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断されます。

以上の事案につきましては申請書及び土地改良区の見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。御審議の程よろしく申し上げます。

**藤田会長**

ありがとうございました。

以上、8番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**藤田会長**

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**藤田会長**

御異議なしと認めます。よって、議案第5号「農地の転用について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

13ページを御覧ください。

議案第6号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供しますが、藤田 隆 委員が関係しておりますので、退室願います。それでは、ここで暫時休憩いたします。

(委員退席)

**藤田会長**

休憩前に引き続き会議を開きます。

事務局から議案の説明をお願いします。

**井上主任**

議案第6号は農地法第5条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は15件です。

14ページをお開きください。

136番、田の上二丁目、田2筆、譲受人は(6-1)さん。内容は自己住宅97.26平方メートル、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は使用貸借権で期間は永年です。

137番、萩生字治良丸、畑2筆、譲受人は(6-2)さん。内容は自己住宅89.43平方メートル、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は所有権移転です。

138番、船木字国領、田1筆、譲受人は(6-3)さん。内容は建売住宅2戸125.84平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、区分は所有権移転です。

15ページを御覧ください。

139番、庄内町三丁目、畑1筆、譲受人は(6-4)さん外1名。内容は自己住宅83.86平方メートル、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は所有権移転です。

140番、郷三丁目、田1筆、譲受人は(6-5)さん。内容は自己住宅116.76平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、区分は使用貸借権で期間は35年です。

141番、星原町、畑2筆、譲受人は(6-6)さん。内容は自己住宅99.36平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、区分は所有権移転です。

16ページをお開きください。

142番、坂井町三丁目、田1筆、譲受人は(6-7)さん。内容は自己住宅123.38平方メートル、一体利用地として、公衆用道路90平方メートルがあり、農地区分は申請地から概ね300m以内に新居浜駅が存在するため第3種農地であると判断され、区分は所有権移転です。

143番、宇高町四丁目、田2筆、譲受人は(6-8)さん。内容は建売住宅5戸306.35平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、千平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可が必要となり、区分は所有権移転です。

144番、磯浦町、田2筆、譲受人は(6-9)さん。内容は露天資材置場、一体利用地として、雑種地176.83平方メートルがあり、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は所有権移転です。

17ページを御覧ください。

145番、船木字国領、畑1筆、譲受人は(6-10)さん。内容は自己住宅94.36平方メートル、一体利用地として、宅地110.35平方メートルがあり、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は所有権移転で

す。

146番、北内町三丁目、畑2筆、譲受人は(6-11)さん。内容は自己住宅62.93平方メートル、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は使用貸借権で期間は永年です。

147番、阿島二丁目、畑1筆、譲受人は(6-12)さん。内容は露天資材置場及び露天駐車場、露天作業場、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、区分は使用貸借権で期間は永年です。

18ページをお開きください。

148番、船木字山口、畑4筆、譲受人は(6-13)さん。内容は露天資材置場、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、区分は所有権移転です。

149番、東田一丁目、畑1筆、譲受人は(6-14)さん。内容は自己住宅53.26平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、区分は所有権移転です。

150番、高田二丁目、田1筆、譲受人は(6-15)さん。内容は自己住宅112.49平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、区分は所有権移転です。

以上、136番から150番のいずれの事案につきましても、申請書および土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることを、事務局より報告させていただきま。御審議の程よろしくお願ひします。

**藤田会長**

ありがとうございました。以上、136番から150番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。はい、曾我部委員。

**曾我部委員**

藤田委員さんの関連はありましたか。

**井上主任**

145番の(6-10)さんの一体利用地の宅地が藤田委員の所有地です。

**藤田会長**

他に御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**藤田会長** ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**藤田会長** 御異議なしと認めます。よって、議案第6号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

それでは、議案第6号の審議が終了しましたので、委員の入席を求めます。ここで暫時休憩いたします。

(休憩後、委員の入席)

**藤田会長** 休憩前に引き続き会議を開きます。19ページをお開きください。議案第7号「農地転用事業計画変更について」を議題に供します。事務局から議題の説明をお願いします。

**井上主任** 議案第7号は農地転用事業計画変更申請で、申請件数は1件です。20ページをお開きください。

6番、大生院字本村、公衆用道路3筆、宅地3筆、事業計画者は(7-1)さん。変更内容は事業内容の変更で、理由等については議案書に記載のとおりとなります。

以上の事案につきましても、変更申請書及び土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、変更事由が転用事業者の故意又は重大な過失ではなく、変更後の転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。

御審議の程よろしくをお願いします。

**藤田会長** ありがとうございます。以上、6番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。はい、曾我部委員。

**曾我部委員** これは個人ですか。

**井上主任** はい、宅建業を持たれているのが個人名で持たれておりまして、屋号を持って、個人事業主として活動されております。個人事業主ですので、あくまで法的なものとしては個人の名前での申請になります。

**曾我部委員**

はい、わかりました。

**藤田会長**

他に御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**藤田会長**

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**藤田会長**

御異議なしと認めます。よって、議案第7号「農地転用事業計画変更について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。21ページを御覧ください。

報告事項は「農地所有適格法人の令和2年度事業報告について」です。事務局から報告をお願いします。

**松本農地係長**

農地法第6条第1項の規定に基づく「農地所有適格法人の事業報告」につきましては、4番及び5番の2件でございます。

なお、4番、(8-1)につきましては、現在、議決権の過半が農業関係者以外の者となっており、農地所有適格法人に必要な議決権要件を満たさなくなったため、今後は、農地を解除条件付きで賃借することができる「農地所有適格法人以外の法人」として運営を継続することを御報告いたします。

**藤田会長**

ありがとうございました。続きまして、22ページをお開きください。参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約についての参考事項ですので、お目通しをお願いします。

以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。引き続き農政関係に入ります。職員の入替わりだけをお願いします。

(職員交代)

**藤田会長**

引き続き、会議を再開いたします。

これより農政関係の議題に入ります。本日は、御案内しておりましたとおり、「農地パトロールの結果について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

## 谷口農政係長

委員の皆様には、大変暑い中、またお忙しい中、農地の調査を行っていただき、誠にありがとうございました。

それでは、本日、お配りしました農地パトロール集計結果一覧表を御覧ください。

上の表は、昨年の調査を行った結果を基に作成したもので、下の表は、今年度の調査を基に、遊休農地の面積と農地面積に占める遊休農地の割合を表にしたものです。

この数値につきましては、営農再開や保全管理のないものの合計を農協の支所ごとに算出しております。

今年度の結果でございますが、下の表を御覧ください。全体では、新居浜市の農地面積が、1,331万1千668.29平方メートル、そのうち遊休農地面積は71万419.52平方メートルで、農地面積に占める割合は約5.34パーセントでございます。

昨年度と今年度を比較してみますと、遊休農地は増加しており全体で、29筆、2万8千163.22平方メートル増加し、農地面積に占める遊休農地の割合としては、約0.27パーセント増加しています。支所ごとの数値につきましては、表のとおりですので、お目通しください。

次に、今回の担当委員ごとの調査結果については、荒廃農地一覧と地図を御覧ください。荒廃農地一覧の方には、昨年度と今年度の結果を表示しています。それぞれのパトロール結果には、×が遊休農地、アが営農再開、ウが保全管理で示しています。また地図の方には、今回の調査で遊休農地と判定した箇所が緑色、桃色が区分ア（営農再開）、青色が区分ウ（保全管理）です。リストにある地番を元に地図を見ていただいて、その場所が緑色で塗っているところが遊休農地と判定することに間違いはないかどうか確認をお願いします。パトロールの時には管理できていなかったが、その後草刈り等して管理されているところなどあれば、個別に御連絡をお願いいたします。また、赤で×をつけているところは、今年は注意してみたいという場所です。

次に、意向調査（例）を御覧ください。今回の調査により、遊休農地と判断された所有者、耕作者の方に、事務局の方で、意向調査を実施します。今年意向調査を送る対象は、R3パトロールの結果に×が入っている農地のすべての所有者、耕作者です。

意向調査は今月中に送付し、11月末期限として回収したいと思っています。その結果、中間管理を利用したいとの回答であれば、中間管理機構へ連絡し、農業委員会へあつせんを希望するとのことであれば、ホームページにも掲載し、借り手を探すこととなりますので、各地元の委員さんにもお願いすることがあると思いますので、御協力をお願いいたします。以上で説明を終了します。

**藤田会長**

ただいま事務局から説明がありましたが、何か御質問等はありませんか。先程の説明の中にありましたように、この間の調査の後に耕作放棄地となつてあるところについて、保全管理などに変更になっている場合は事務局の方まで御連絡をいただけたらと思います。よろしく願いいたします。はい、横井委員。

**横井委員**

多喜浜の〇〇〇が今、借ってしているところをこの12月で返すと、今、農地にきれいに戻してくれているのですが、今度は農地として認めるのですか。

**藤田会長**

転用とかではなくて、農地のままで借りていたと思うのですが。ハウスがあつても農地としては大丈夫なのですが、そこにコンクリートの構造物などを置いていたら農地以外として扱われますが。この12月で返されたその後も、農地でございます。

**横井委員**

はい、分かりました。

**藤田会長**

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

**藤田会長**

パトロールの結果について担当者から説明がございましたが、いつも申し上げていることではありますが、我々が調査できるのは平坦の場所だけ、実際に調査をすればもっとすごい数字

が出てくると思うのですが、これは市の方でも実態調査をしなければいけないというようなことを言われておりまして、これをしないと新居浜市の農業振興策等々についてもデータがございませんので、正しい数字がないと振興策を立てられないだろうと市長も申されておりまして、これから先では調査については我々農業委員、土地改良区、関係の方々の中で調査を行われるのではないかなと、それには、お金と、人と、時間がかかるというようなことで、そのうちに市長の方もアクションを起こされるのではないかと思われまます。今、現状で調査していただく中で、それについて変更があれば事務局の方へお知らせをいただいたらと思います。

以上をもちまして、第16回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

**藤田事務局長**

御起立ください。礼。ありがとうございました。



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

会長代理

委 員

委 員